

中・西日本(中部・関西・北陸・中国・四国・九州電力) 管内の方は こちら

▶ 節電.go.jpトップへ

▶ 家庭向け節電サイト

► 節電行動計画を検証する

節電行動計画を ► 見る ► 登録する

► 資料ダウンロード

► FAQ

▶ 出張節電説明会

トップページ > 節電行動計画をみる

▶ 節電行動計画を検証する



**ごの計画を編集する** 



## 医療法人 塚本内科消化器科

業種 一般診療所

責任者名 塚本 和彦

所在地 宮城県白石市城南1-2-29

目標節電率

医療機関は、公共の場で、かつ医療上必要な温度設定(当院, 夏場は26度・冬場は28度)があり ます。当院は、ピーク時の大停電をさける節電はしますが、電気料金節約の節電はしません。冬場 は灯油の床暖房です。

2,658,074





登録住所によって地図が表示されない場合がございます

基本アクション		個別に計算できる 場合の節電目標
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	4.0%
את איז	使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外)は消灯を徹底する。	4.0%
	病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1.0%
空調	使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。	1.0%
	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1.0%

節電効果が大	きいアクション 	個別に計算できる 場合の節電目標
空調	室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	2.0%

メンテナンスや	シテナンスや日々の節電	
照明	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する(従来型蛍光灯からHf蛍光灯または直管形LED 照明に交換した照明電力量の約40%消費電力削減)。	1.0%
W.O.	病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。	
	フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	0.3%
空調	搬入口やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。	0.2%
	電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	
	調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	1.0%
コンセント動	電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。	0.5%
カ	電気式給湯機、給茶器、温水式洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止期間の延長等を行う。	2.0%
その仲	デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を 実施する。	
その他	コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	

節電の啓発		個別に計算できる 場合の節電目標
	節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。	0.1%
節電啓発	節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務局長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	0.2%
	医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

個別に計算できる

独自対策		場合の節電目標
照明	直射の日射しがない時は、ブラインド・ロールカーテンを活用し、自然光を取り入れる。	0.1%
空調	職員休憩室では着替えや昼の休憩時のみの使用とし、管理部門では冷房でなく省エネのドライ運転とする。	1.0%
コンセント動 力	管理部門でのポット湯沸かし・炊飯器使用は、午後8時~午前9時の間に済ませる。	2.0%
設備	敷地内の外部照明は、タイマーの設定時間を、当地の日の出・日の入り時刻を参考に、こまめに設定する。	1.5%
その他	院長室・仮眠室では、院長は下着姿の扇風機のみで、いわゆる超スーパークールビズで執務・仮眠をと る。	0.1%

## ご活用ください

登録されている事業所や、節電への取り組みを紹介するためのステッカー、PRバナー、ポスターです。 是非ダウンロードしてご活用ください。

## この事業所のステッカー・PRバナー・節電宣言ポスター

▶ 詳しく見る

節電に関する様々なお問い合せに、専門ダイヤルでお答えします。

<sup>вжбучти</sup> 0570-064-443 開設時間:9時~17時 (土日祝日も含む)

※「不審な電話」にお気をつけください。

経済産業省資源エネルギー庁では、節電に関する電話勧誘などいっさい行っておりません。

ご不明な点は、節電ダイヤル「0570-064-443」までご相談ください。







Copyright (C) 2011 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.

ページの先頭へ 💿